二　精神の機能の障害により、当該自主回収若しくは再資源化に必要な行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	二　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
三～七　［略］	三～七　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第十三条第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第十五条第一項中「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。